

服飾管見別録

五

七五頁おど

浦野半右

7邊
1369
5



門邊
1869
卷

服飾管見別錄卷第一目錄

今已前服翫辨一

從神代至大化中



服飾管見別録卷第一

權中納言從三位源朝臣宗武撰

令已前服翫の辨

吾朝上古の服飾、そのほゞ、なごる事を、^事知^事得^事也、

唯古事記日本^紀に、^紀に、^元に、^きに、^のに、

伊那^那那^伎天^神の^黄泉^にが^ほり、^石之^湯津^の同

櫛とある^左不八玉^編付く^冠兼^其後^襦袂^一

袴^一に^中の^御裳^汚衣^汚禪^汚便^一

御冠^{アミ}に^{アミ}入^テえ^カき^ミる^カ、天照天神の^イ伊^ハ比^コ、ま

不^所子^傳裳^為禱^とい^を合^セ入^せば^男ハ

常^には^いふ^のと^は崇^衣を^まつ^たい^くま^なり

小^はら^のの^ミ沢^着、女^ハ常^に裳^のま^つる^は若^{かり}

一^也、以^ハ坂^瓊之^五百^箇、御^統纏^其鬘^髪

及^ト腕^一も^男の^ノや^まなり^五、^左彼^打三^頂子

玉^を中^のに^御冠^三、山^頂を^玉を^かが

き^し、大^己貴^命、芦^原の^中心^一、天^神を^奉

ぬきふてりきしと事をほくそへて却りて

吾朝をくづらふむ

日本決擇記に云くわすの神天宮の所より

きり事上下を分りて衣裳をたのたまふ

乃乃又用らむをてはがくのそや

らむらうとかき南の国に今

とのをさるにわすれどあは

東北の國の子ハ獸のはと

物布いさむらきよき

の汝乃どきハ國の寒暖

大さふくき多くな

且かの海とま

云多に

等と

是が

りく

と

て

か

こまば八坂ハ不字そハ尺とあるが本字

不字 八坂ハ不字そハ尺とあるが本字 流ノ貫きとあるもの

云もむすむすをもし十子をもて有作へ仲哀記

天皇如ハ尺瓊之句以曲妙御宇と有るも

この不故 世俗曲玉ハ玉のうのちのまがまじりて 一應繋うは流ハよりも多り也

信

バ神代紀子ハ坂瓊之曲玉と有り 御統

御統をふときハ曲玉をくふきぬりて

うにび甲こまば石事記ノ句惣之美須麻流之珠

加 心 たる かくとき 換なまどかの書ハ有流

をむ 祿用云ふも也有流ハかくは祿ノ事多し

仁德天皇乃御宇よりこのころその御成

事行ふふその有^有成^成事^事神^神ノ^ノ事^事

と^とり^りし^しる^るに^にの^のと^とか^かる^る事^事

得^得成^成事^事乃^乃と^とを^を心^心神^神に^にて^て衣^衣冠^冠

の^の類^類に^には^はし^しる^る事^事に^に記^記す^す推^推古^古の^の御^御宇^宇

信^信朝^朝に^に不^不分^分く^く記^記す^す事^事

推^推古^古記^記十^十一^一年^年乃^乃條^條乙^乙丑^丑月^月戊^戊辰^辰朔^朔壬^壬申^申始^始行^行冠^冠

位^位大^大德^德小^小德^德大^大仁^仁小^小仁^仁大^大禮^禮小^小禮^禮大^大信^信小^小信^信大

義^義小^小義^義大^大智^智小^小智^智並^並十^十二^二階^階並^並以^以當^當色^色絶^絶續^續

之^之頂^頂撮^撮捻^捻如^如囊^囊而^而着^着縁^縁季^季唯^唯元^元日^日著^著髻^髻萃^萃

無^無縁^縁季^季唯^唯元^元日^日著^著髻^髻萃^萃

以^テ中^ノ手^ノ小^ノ存^レ德^ニ施^ス二年の條^ニ王^ノ位^ノの墓^を作^ルこと^ハ定^メテ王^ノ以上^ノ之^ノ
 墓^者役^一千人上^ノ良^ノ之^ノ墓^後役^五百人下^ノ良^ノ之^ノ墓^役二百^五十人^大仁^小仁^之
 墓^役一百^人大^礼已^下小^智已^上之^ノ墓^役五十^人と^見之^ル也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 下^ノ良^ノ之^ノ墓^役五十^人と^見之^ル也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 亦^レ一^ノ者^不子^同一^ノ三年の條^ニ十月^朔天^皇幸^有同^温湯^左右^大
 良^卿御^大夫^從厚^イ又^由此^ノ意^ニ一^ノ冠^位の法^推古^ノの^マリ^ノ由^キ
 巴^上良^大良^代寸^金以^テ下^良之^ノ君^卿御^上也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 大^小德^ハ上^大夫^御也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 一^ノ下^ノ知^日己^上八^六位^ノ
 一^ノ下^ノ初^位也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 初^下良^君子^卿之^ノ冠^ハ古^ノノ^定也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト

一^ノ下^ノ今^ノも^ハ以^テ下^ノ上^大夫^已下^ノの^ノ冠^ハ古^ノノ^定也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト

所^ニま^シバ^ハ廿^一御^宇子^卿之^ノ冠^ハ古^ノノ^定也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 君^卿御^上之^ノ冠^ハ古^ノノ^定也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 の^ノ制^ハ古^ノノ^定也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト

礼^冠の^楯形^也也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 一^ノ冠^ハ是^ノ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 一^ノの^ノ冠^ハ是^ノ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト

其^ノ冠^ハ乃^ハ形^ハ本^ノ文^ノ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト

一^ノの^ノ冠^ハ乃^ハ形^ハ本^ノ文^ノ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト
 一^ノの^ノ冠^ハ乃^ハ形^ハ本^ノ文^ノ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト云^フ也^ト

花刑形成つけりて、頂建作る云や、同十三年

の條、同七月己未、赤翔皇太子命、諸王諸長俾着

褶と尺え多也、夏子初、崇の事、初皇子この事、尺え也、

神代を着給云一甲を取りかの襖袴の御

服飾を思へ合せてふくべくけらる服制神代の

遺爪小方、礼服の上衣の下履也、左事も志す也、同

十六年の條、唐唐客が朝廷、召けらる事、同

皇子諸王諸長等、以て金髻等、着頭亦衣服皆用す

錦紫、備織及、五色ノ緩羅、と尺えて、同、服色皆用す

冠色、と尺え、同、錦の衣冠ハ皇子諸王乃服深紫

乃備乃衣冠人上臣乃服

上臣の御茶碗は御明鏡に獲
我大臣御依不朝御茶冠於子入
是

床擬大巨位
深
茶冠と茶茶の也

為茶の儀の衣冠ハ下臣の服五色

後綴 後服ハ大徳と下小知已上乃衣冠乃小季是唐客

乃後綴 美麗 乃後綴ハ大徳と下小知已上乃衣冠乃小季是唐客

乃後綴 美麗 乃後綴ハ大徳と下小知已上乃衣冠乃小季是唐客

冠を着るも常となりたるはや、さるも孝徳天皇の儀

宇古冠を罷給りしとき、左右の大巨なる古冠を

つりさしむと云辨に有、うきむを唐客入朝の目より

後ハ唐客乃徳冠の冠を織を用ひ、大仁と下小知と上

の冠も後綴を用ひしむるは、同十九年

乃修ふ、五月五日鬼田郡ツネリカ子薬ツネリカ撰ツネリカし終りしをせりし

之に、是日諸臣服色皆隨ラ冠色ニ各著警華一則

大徳小徳並用金ラ大仁小仁用豹ニ大禮以下用鳥

尾一と見えし

金の警華大徳仁なる事ハ元より之豹尾をかの冠色のか
とりに建一之等の尾又豹尾の依り之然れどこの鳥尾ハ雜の

尾故に之し唐より之豹尾鶴尾雜ニ尾を好ふ之を事有警華一制ニあり終りし故に
之七豹尾の空の誤りなるを豹尾とる一の故之能ハニ事有且大なるをたは

たれども尾たして冠の飾とすちちぞりた常ちちりりた也是よりすちちち化
ゆる能あるが本なるゆゑに之を歎の尾用ひる事不也亦不警華一の二行たし用ひ

服色皆冠色也ニちちうとんえした唐客入朝の日と

け日一に冠色とす是を思ふに服色冠色一也

しふ事也十六年唐客入朝の日一のこもて常一を位

階冠一もすワカねつきたん服色を志の供ふ一なり

けりかゝり。おこさきり。ハ。是しより大令を服色冠
色下やふ事とぬ。一。なるべし。孝徳天

皇三年七色の十三階の冠を製。給小。一。具

織冠。有。大小。二階。以。織。為。之。以。繡。裁。冠。縁。

服色並。用。深。紫。一。二。曰。繡。冠。有。大小。二階。

以。繡。為。之。其。冠。之。縁。服。色。並。同。織。冠。三。曰。紫

冠。有。大小。二階。以。紫。為。之。以。織。裁。冠。之。縁。

服。色。用。淺。紫。四。曰。錦。冠。有。大小。二階。其。大

綿。冠。以。大。伯。仙。錦。為。之。以。織。裁。冠。之。縁。其。小。錦

冠。以。小。伯。仙。錦。為。之。以。大。伯。仙。錦。裁。冠。之。縁。服

色並用直緋五曰青冠以青絹為之有大小二階其大青冠以大白仙錦裁冠之緣其小青冠以小伯仙錦裁冠之緣服色並用紺六曰黑冠有大小二階其大黑冠以車形錦裁冠之緣其小黑冠以菱形錦裁冠之緣服色並

用綠七曰建武初位又一名立身以黑絹為之其冠之

背張漆羅以綠與紺異其高下形似蟬

小錦冠以上之鈕雜金銀為之大小青冠之

鈕以銀為之大小黑冠之鈕以銅為之建武

之冠無鈕也此冠者大會饗客四月七月

齋時、所著、馬と見えたり、考るに、世にたふ
をりつた、冠の形も、あつたにあらぬ、冠の
文縁の文も、との大山をとり、さうして、さうして
大跡冠と、大伯仙、録をとり、つと、小録
冠と、小伯仙の跡を以て、作り、大跡冠と、

大伯仙の跡を録し、少と冠、小伯仙の
跡を録し、せし、まて、つと、つと、大跡冠と
深紫地の大文の織をとり、作り、緋の地、
備せし、むを録し、小織冠と、唯、文の織を、
り、の、この、作り、成、ぶ、し、大跡冠と、深紫地、大

文乃請せりを以て化り、小請冠を以て小文の請を
もて化るゝつひふて、請をなくむひ織冠ひと同じ
大紫冠を以て大文の請を以て化り、緋の地
の織を以て縁とす、小紫冠を以て同色の小
文の請を以て化るのゝがひぬづし、大小織

冠あり、服色並、用深紫と有る、大小紫
冠のあり、服色用、浅紫と有るを以て、かんざし
小紫とす、この冠も皆深紫と有り、扱大小紫冠
は、たゞたゞとす、請と縁との字、こゝにて織
請の上にあり、絹を縁の下にあり、るゝ大

冠を大伯仙、跡をよして作り、縁を紫冠と同し

く、排、埃の織を、可うづし

言に大伯仙、小伯仙、車形、異文、形、等、の、跡、との、こ、り、た、て、色、し、を、つ、て

さるを、あ、れ、と、ま、さ、る、に、ま、る、に、色、に、ま、る、に、跡、を、し、と、ひ、て、赤、色、を、ま、さ、せ、て、あ、ら、あ、ま、た、し、く、ま、さ、だ、小、跡、冠、以下、限、り、跡、を、ま、さ、せ、ら、る

く、大、伯、冠、以下、大、跡、冠、以下、の、縁、も、赤、地、あ、ら、あ、ま、た、し、く、ま、さ、だ、大、跡、冠、の、縁、を、織、る、小、跡、冠、の、縁、を、大、伯、仙、跡、を、し、織、り、ま、さ、く

跡、を、ま、さ、せ、ら、る、と、青、冠、以下、の、縁、を、し、冠、を、つ、く、ら、を、縁、の、文、を、ま、さ、せ、大、小、を、分、る、縁、を、ま、さ、せ、ら、る、と、小、跡、冠、以上、を、冠、の、文、を、ま、さ、せ、大、小、を、分、る、縁、

の、文、の、大、小、を、分、る、ら、る、

小跡冠以下、本文より、大、小、を、分、る、黒冠

紗を以て作る、と、いふ、を、い、ま、は、青冠、ま、さ、く

絹をよして作り、連武、の、文、絹、を、よ、して、作る、を、見、れ、ば、

黒冠、の、文、絹、を、よ、して、作る、を、見、れ、ば、又、連武

の、冠、の、大、小、色、を、し、ま、さ、せ、ら、る、と、小、跡、冠、の、形、同、し、ら、る、と

成べし、別小鍔冠有と、十三階の冠は外、上、下、帯
日通し着あると、ふ、後、也賢、若、後、書、の、女、人、若、が、礼
冠、と、五、信、上、の、礼、冠、の、飾、り、方、を、物、之、地、を、之、の、鍔、冠
成、之、き、満、く、の、花、と、ひ、く、け、ま、え、と、そ、の、い、こ、と、な、れ、ど、
ひ、げ、ざ、ら、る、と、何、の、別、斗、子、も、ん、え、ぬ、と、よ、き、な、い、た、

き、於、之、お、これ、を、つ、不、ま、よ、い、ふ、め、り、み、後、世、の、ち、び、た、い
き、の、鍔、冠、を、ま、き、な、ま、づ、つ、不、し、た、ま、ま、し、と、い、ふ、い、ま、ぬ、ま、ま、
そ、の、い、ま、ま、き、を、つ、不、も、と、い、ふ、ま、ま、ま、ま、の、飾、り、を、ま、礼、冠
を、鍔、冠、を、ま、ま、づ、し、と、ま、り、ぬ、か、き、ま、を、彼、後、書、の、官、人
若、が、礼、服、と、大、化、の、礼、服、の、送、風、と、ま、り、る、そ、を、佩、裳ハモリ

を司ぬに鼻切脛をもて寫し之くうけり佩
裳寫をもと常に司ぬを記しうとくまじし唐土に
馬よなるるの如く大裳も玉佩も寫し常に司
ぬをなりにもきわつ不冠不跣の字を司るると
鏡とひとのものを古義をいへりとのめに

て後燈(鏡カ)の器ともせしそけりちをきり
をんるにつびのさぬをばけりあをたつばと
よびきくむさつらうぞつらうむりといふ
に鑿冠の字をうり司ぬを成るしはて本
文より冠の背よたとくまじしあをたつばの

十三階の冠の式をいへるこ、冠背は漆羅を
とると今以後の礼冠のくぐりごとくもあ
事ながらしげにそ冠の形、蟬をさるし
に立らるがめしかの娘の冠礼もつことごと
りふよめあつたていふさく形あどあ

金の心助ありて階十三階の冠の縁よりあ
スクリあ、推古のあやうあたらむを髪に華
の二字を冠のうねるに、言にまりて鈿の字
を冠のうねるのこ、異なるものありに、

るむり糸、正位位下粟田朝臣真人が、
記に、大宝

続日本

元年正月丁酉以守兵部尚書直大貳粟田朝臣真人
為遣唐執節使とありて五月己卯入唐使粟田
朝臣真人授節刀と見え同二年六月乙酉遣唐使等
去年從筑紫而入海風浪暴疾不得渡海至是及

祭と見えたり慶雲元年七月甲申朔正四位下粟田朝
臣真人自唐國至とあり直大貳大新令の從四位上に

ありたり然れども節刀を賜り一日正四位下にたりたりと書
もらるるありいりさきより正四位下粟田朝臣真人唐國より

いりたりありたりと唐以前唐國に使者たりたり史に
正四位下ありたりとあり

其人を不め一序に真人冠進徳冠一頂有華

蘇四披紫袍錦帶と書たり粟田朝臣真人を
四位をりたりと緋成る心

まきし紫を司りたり事宝龜八年六月朔の勅たとして
さるべし遣唐大使を四位をりたりと必紫袍をまきせりめ

孫不取扱唐玉の進徳冠とて頂不化仙とあり

見えぬむまき唐國の進徳冠ふもあふ心

おの真人が遣唐使と文武天皇に初めて
ひさぶらなる漆の冠を司りて比をまを遣
徳冠としめべくもつたは是をもとまうるに
異國友への使なるとを波千之瀬の冠を以て
今の位よりして司りてつたはふこそありたれ

れをその頂に花を飾りては方より開らるに
ると則名銅名えさしてそれ花を梅名なることす

彌名の糸にツ名り、
大化の銅と推古の穴字を製せ
られし金の紐華よりなりしと

しめくもりさにて大化の銅指なりしと
推古の金化を華も飾りたることおこの十とせの

冠の著る式に大倉の細合四月七月斎時所著

くちを^紅又かの史に進徳冠を^紅ありと
あり^紅にして十三階の冠の飾と進徳冠に
よ^紅れ^紅る^紅ても^紅ぬ^紅ら^紅え^紅唐玉の進徳冠と文
献^紅通^紅考^紅り^紅た^紅ん^紅ど^紅に^紅唐の太宗の^紅飾^紅り^紅臨^紅る^紅の
み^紅か^紅位^紅明^紅上^紅上^紅え^紅り^紅冬^紅玉^紅朝^紅印^紅と^紅祝^紅朝^紅に^紅ふ^紅む^紅

しむ^紅そ^紅汝^紅女^紅と^紅幘^紅頭^紅にも^紅と^紅づ^紅き^紅て^紅玉^紅墜^紅と^紅糸^紅の^紅ご
と^紅く^紅金^紅を^紅以^紅て^紅梁^紅花^紅趺^紅を^紅飾^紅ま^紅こ^紅位^紅以上^紅を^紅金
絡^紅を^紅加^紅へ^紅五^紅位^紅以上^紅を^紅山^紅雲^紅を^紅つ^紅く^紅と^紅か^紅れ^紅を^紅被^紅
小^紅青^紅以上^紅の^紅大^紅小^紅伯^紅仙^紅飾^紅を^紅用^紅ら^紅る^紅も^紅此^紅を^紅よ^紅し^紅
且^紅その^紅時^紅あり^紅に^紅任^紅せ^紅る^紅之^紅紫^紅冠^紅の^紅綾^紅請^紅職^紅を^紅い^紅ふ^紅

左より上なるをまゝく山雲を附くらしりなり

此
山雲
正
正

の定め織傭紫錦と次第せり大仙車形菱形等の飾え、
常り有るのちぬらぬるまで傭とさかにもいと正織も綾も冠の

料におかしめうけを縁より上りか、いとわいりその
の文大山雲を正し且大文とさきより大ききもともあつて、

絹にもき程を多し、小文を具方くむなる福も解りたりし
相伯仙の二字とも供字なりし、さきより時珍の本草龍の

集解に羅頗が尔雅習異を引て頭上、有博山とさきり、博
山とさきりに山飛といふものあり、博山おりの跡ありんか、

まにも其頭をよみ、跡とおぼし、正織部式、丹波山後、
の山雲の迹、風なりん、相冠のきぬも、織をく、傭のきぬ

まとも傭をきくは、傭と傭とつ、こゝろ、ま、これ、傭、傭、
とへを、ま、こ、方に、唐、唐、唐、草、を、ぬ、い、傭、傭、
夜、草、の、し、を、織、お、し、

織と正、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、
も、あ、ぬ、を、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、傭、

相新令の
冠の頂
の頂

皆之山形も、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、ろ、
に、深、の、敷、あ、れ、必

しも三山有らむ、七つ半を大化の冠飾りを

進徳冠よりけしきも冠のかさちを神

代りの海を造りてけしきなり、神代冠の形は、男女の髪に飾り故に

新令の冠おもこと改めらばけしきなり、新令の冠の玉の飾り金く進徳をうつ

さしきにあはれに、さうたむの形は、十一顆をけしきの頂にさし、押
髪よりへりて、三位以上は、握取のうへに八顆をさし、是等

進徳冠よりけしきぬれを、此玉飾を孫とけ、朝の古き冠の製によ
らば、けしきなり、さしき男女の髪に飾り、今に令せしむるべし

續日本紀 天平宝字二年の條に、船名播

磨、速鳥、並に叙、從五位下、其冠者各以

錦造入唐使所乘者也と見え、同七年の

條に、壬午初遣高麗国、船名曰能登、歸朝

之日風波暴急漂蕩海中祈曰幸賴船靈與平
安到國必請朝廷酬以錦冠至是緣於
宿禱授從上位下其冠製錦表純裏以繫
組為纒とんえとり此頃礼冠あしども真人
の朝臣唐國に使とすたれを得たて新令か

こあこれて後と唐出言蕭あるの使也大化の衣
冠を司ぬたれしを有る多御主人の朝臣と
は位を以て大詠冠とらうむべし今の二代の
舟靈に砂りて立位を以て小詠冠とせよ
但を護とせしとて織冠より建武とせみふ

甲一うらぶし、さるちがひあつむ、大化の製の時
うきのせむらふまに、さることなきをよしてさるじ
まへと孝徳天皇のは、字人け冠及服色を製
せむらふのまじし、そ餘の服飾見えぬを表
衣をさちぬし、裳をつらうことも、推古のは、字の

18
やくちまへし、まゝ、女の服製も、儀衛の服製も、
唐人奴婢の服製も、つらめど、さるし、つらう
心領政の礼法と、皇を化す、礼の法と、さるく
んえ、さる、そ、唐をさる、礼を、その、餘の、法、法、
此、唐、字、人、大、化、の、ひ、く、さる、さる、け、し、が

かれを此法字に令をり制り給ひし成ぶしされば

こそ読日本記に大宝の事を新令とも書けり

此れ齋明天智大友の法字子であるまで、唯孝徳の法字又七つが
たすきひりのこゆれを、令をり製せざるべきにあらば

天武の法字よりと、法をわろ和さる法をいへるを、
筑のは今天武の初めまでと、や、制とせ給ふれどなれぬ

之に及孝徳天皇以前よりと、令をり製せざるべき
さまをりぬむ、徳を令をり、
孝徳の法をなれぬ

服飾とおし斗り知悉し、孝徳に新令と天武天皇を

礼容の服玩をそが、まいもろくの法どもほろ

不し給ひ、を文武天皇のや、
りありんか

へさき給ひ、を及らる、
されを、
初信と上の

礼服も由信以上ふつて、めくれ、
申儀と上の礼

服も大儀ふのこすおのり之今の寺新に
より大に備たれりと思ふと候ゆり大化四年
の條に廿四四月辛亥朔四日古冠ニ左右大臣
猶着ニ古冠一とありけり巨勢德陀古臣と大
伴馬トモノウマカヒノカウ銅連ニふちニ地ニを授て左右の大にニあり

孫ふ事のみをまて足れむけ時も大地を授
らるるにいとけ子の既小傭の地子の冠なりしを
今後の地子よりきしめ孫ふべともありて何と
なくおかけのあきまておき孫よりしぬべしと
ありて十二階の冠の如くなふたひよくおとり

てかろむるべからんを推古の内宇も皇
子以下公に以上とけ十三階の冠に近き姿もや
みらむ又五年二月十九階の冠を化るとみこ

一ヲ曰フ大織小ニヲ曰フ小織小三ヲ曰フ大織小四ヲ曰フ小織小

大織小織小も倍字にして前の如く大織小織小
こ大ゆいを織小といふらうに織小字を倍する也
カヲ曰フ大織小六ヲ曰フ

小織小七ヲ曰フ大華上小八ヲ曰フ大華下小九ヲ曰フ小華上小
十ヲ曰フ小華下小十一ヲ曰フ大山上小十二ヲ曰フ大山下小
十三ヲ曰フ小山上小十四ヲ曰フ小山下小十五ヲ曰フ大上小
十六ヲ曰フ大下小十七ヲ曰フ小上小十八ヲ曰フ小下小
十九ヲ曰フ立身小とあり考々に錦を華と唱へ

青を山と唱へ、黒をてと唱へるへのこよんぞ

製衣とありとめられしにとありに、天智天皇の御宇の七八階の所に有

あざし同四月の條に、甲午於小紫臣臣執徳陀古

臣授大紫ラ為左大臣、於小紫大伴長徳連三驛

飼授テ大紫ラ為右大臣、とんえんを是よりハ悉

く古冠とや、ゆらヲを有るヲ、右左右の大臣既に

大紫をれむ、大小の織冠と皇子の料にし、大

小の繡冠と諸王の料に、但し天智天皇の

御宇八年十月鎌子連ワと病病ひりに天

皇皇歎クせ給ひて、病病をとせ給ひ、其

後清和の皇子尊ミコノミコトをもて、鎌子に位を授け

孫りし事、を日本紀に、庚申、天皇遣東宮

大皇弟ヲ於藤原内大臣家、授大織冠與大

臣位ヲ仍賜姓ヲ為藤原氏ト為是をもてト凡ハ

臣下にも大織冠を授け給ふとト凡ハト凡ハト

るに大織冠と大にの位を授くとト凡ハト凡ハト

あり、左右の大に既に大織冠を授くとト大織冠

大にの冠ヲ授け給ふとト凡ハト凡ハト内大臣とすと

凡ハト凡ハト内大臣といへり、且孝徳天皇

大に元年の紀に、以大織冠授中臣鎌子連、

為内臣とあり大錦冠とあり後十三平下至

て製衣せしむるを付付いふて大錦冠ありんや且

中臣、鎌子、連、懷、至中心之誠、振、宰臣之勢、處

官司之上とあり大錦冠大錦冠の冠をいふて諸卿

と大錦冠とあり大錦冠以上大夫存りといり

て必官司之上とせん又うの大臣及藤原の姓を

降りしやめに藤原の内大臣の家とあり且等と

合せしむる鎌子の連と藤原氏の姓なる由是

にねの世に藤原氏の勢よりむと成て是等の

事と書くとて一書終りりて元元遷東宮大

皇弟、於中臣鎌子連、家授大臣、位賜姓、為

藤原氏とありしを、大位之位と、別大抵事冠

也、しより先、九年正月、以紫冠、授中臣鎌足連、

とある、小紫冠の事、とあり、鎌子、大織

冠を授られ、贈位、を奉給らけし

皇別行、皇太子の位を贈位とて

も臣、子授け、事、後、吾、臣、を、さ、る、方、い、と、鎌、子、の、こ、ま、切、臣、を、さ、り、い、ま、い、あ、ら、じ、臣、も、神、を、い、ま、つ、り、て、大、皇、と、相、せ、さ、し、給、ま、り、た、り、た、

大織冠の贈位、ことより、是、を、も、て、皇、子、の、位、と、あ、り、し、と、う、ら、が、た、い、た、例、に、の、こ、あ、ら、じ、て、こ、ま、切、臣、を、さ、ら、し、又、天、智、大、皇、を、い、ま、い、

皇太子、を、お、た、し、ま、せ、し、時、長、神、宮、を、大、織、冠、を、百、濟、の、王、子、曲、を、璋、に、授、け、給、り、こ、ま、切、臣、に、見、ゆ、曲、璋、を、百、濟、の、王、子、方、い、と、い、ふ、

り、と、百、濟、の、王、を、あ、ら、び、し、を、豊、璋、を、百、濟、の、王、子、を、さ、り、給、り、あ、ら、じ、大、織、冠、を、授、け、ま、せ、し、と、う、ら、が、た、い、た、り、

う、つ、り、て、こ、ま、切、臣、を、い、ま、い、し、中、臣、を、さ、ら、し、大、織、冠、を、百、濟、の、王、子、に、あ、ら、じ、皇、子、を、さ、ら、し、之、を、い、ま、い、し、と、う、ら、が、た、い、た、り、

四ノ七ノハナリトシテ
トシテマツルコトナラズヤ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

服飾管見別録卷第二目錄

令已前服翫辨二

從天智至文武



版飾管見別録卷第二

權中納言從三位源朝臣宗武撰

令已前版翫の辨

そのうち天智天皇三年二月朔御^弟の皇子尊

子令一^カひて、^カ六^カ濫^カと^カ下^カと^カも、大織小織大編

小編、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上



小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山

中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小

乙下、大建、小建、是為二十六階、^階、^尊、^改、^前、^萃、^日、^錦、

從錦、^至、^乙、^加、^中、^階、^又、^如、^換、^前、^初、^位、^一、^階、^為、^大、^建、^小

^建、^二、^階、^以、^此、^為、^異、^餘、^並、^依、^前、^と、^い、^は、^孝、^德、^天、^皇、^の

十九階も今の十六階も、^よ、^い、^自、^次、^事、^は、^は、^ま、^さ、^し

のまより、^冠、^の、^制、^衣、^ハ、^ナ、^三、^階、^の、^ま、^ら、^り、^と、^い、^は、^ま、^さ、^し、^也

天武天皇五年の條、^全、^郊、^高、^市、^皇、^子、^以、^下、^小

錦、^上、^大、^夫、^等、^賜、^衣、^袴、^褶、^腰、^帶、^脚、^帶、^及、^机、^杖、^唯

小錦、^三、^階、^不、^賜、^机、^杖、^及、^袴、^褶、^腰、^帶、^脚、^帶、^及、^机、^杖、^唯

襪のまると用いし、いりふろりまきは、襪といふは、たぐひたぐひの
たぐひたぐひ

おどろの名、古の詞に、後なる任は、後子奉りしものなりとせし
後子奉りしものなりとせし

いりふろり、胡手紙記の仁徳天皇の條に、襪をまるといふは、
胡手紙記の仁徳天皇の條に

てりぢひ、くてりてり、襪にぢひ、くてりてり、
く

ぢひまの、くてりてり、ぢひまの、くてりてり、
く

てりてりてり、くてりてり、
く

の、くてりてり、
く

倉院式に、布九十四端、二丈五尺二寸と、くてりてり、
く

駕輿丁三十四人、脚結、料各一尺三寸と、くてりてり、
く

式に、くてりてり、
く

狭き襪、
狭き襪

たぐひたぐひ

後子奉りしものなりとせし

胡手紙記の仁徳天皇の條に

く

く

く

く

く

く

く

狭き襪

たぐひたぐひ

後子奉りしものなりとせし

胡手紙記の仁徳天皇の條に

く

く

く

く

く

く

く

狭き襪

カマ 此玉 綬のすは、タノモ、
綬と 玉佩なり也、大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用
ふは、小錦以上用いざるは、其時

冠 己上りなりと云ふ、
天武の製し、武の製し、
大化の製し、

大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用
ひ、
大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用

親王以下、
親王以下、
親王以下、

初位以上、
初位以上、
初位以上、

九十二條の律式と云ふ也、
九十二條の律式と云ふ也、
九十二條の律式と云ふ也、

法ハ、
法ハ、
法ハ、

と云ふ事、
と云ふ事、
と云ふ事、

詔曰、親王以下百寮、
詔曰、親王以下百寮、
詔曰、親王以下百寮、

禪ハ、
禪ハ、
禪ハ、

大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用
ひ、
大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用

天武の製し、武の製し、
天武の製し、武の製し、
天武の製し、武の製し、

大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用
ひ、
大化の法ハ、唐の五位以上玉佩を用

親王以下、
親王以下、
親王以下、

初位以上、
初位以上、
初位以上、

九十二條の律式と云ふ也、
九十二條の律式と云ふ也、
九十二條の律式と云ふ也、

法ハ、
法ハ、
法ハ、

と云ふ事、
と云ふ事、
と云ふ事、

詔曰、親王以下百寮、
詔曰、親王以下百寮、
詔曰、親王以下百寮、

禪ハ、
禪ハ、
禪ハ、

有禰無禰及結紐長紐任意服之其會集之日

着禰衣而著長紐唯男子者有五冠冠而著拾

緒禰年四十以上髮之結不結及乘馬從橫

並任意也別巫祝之類不在結髮之例

巫祝の類發せむ例
丁注 巫祝別行
宗神社
任那

那智比知朝夏又元無仁記春三月新羅王子天日槍來
の事比知朝夏又元無仁記春三月新羅王子天日槍來

夫は後のはりてけりけり仁徳記解髪珍尾
夫は後のはりてけりけり仁徳記解髪珍尾

言知日男雲とけりもかの巫祝等
言知日男雲とけりもかの巫祝等

有禰衣而著長紐...
有禰衣而著長紐...

の製衣の令氏...
の製衣の令氏...

記 又仁徳天皇の后やうしん **袴**、^ミ「**袴**」と ^ミ「**袴**」して ^ミ「**袴**」の

御使 ^セ **袴**、丸逆皮口を ^ハ「**袴**」は合人 ^ハ「**袴**」の衣

袴 ^ハ「**袴**」の ^ハ「**袴**」に ^ハ「**袴**」て、**襖** 又允恭天皇 ^ハ「**袴**」

袴 ^ハ「**袴**」、^ハ「**袴**」の ^ハ「**袴**」の ^ハ「**袴**」の ^ハ「**袴**」の ^ハ「**袴**」

^ハ「**袴**」は ^ハ「**袴**」と ^ハ「**袴**」に ^ハ「**袴**」て ^ハ「**袴**」の ^ハ「**袴**」

有 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」、但し有 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」

袴 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」

ハ ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」

ハ ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」 ^ハ「**袴**」

まゝ、^註 冠、^註 叙日本 ^註 紀子、^註 私記曰、^註 師說、^註 令之鳥帽子也

と此 ^註 鳥帽子、^註 記して、^註 石も、^註 石も、^註 石も、^註 漆紗冠、^註 石

こゝの長冠、^註 鶴尾冠、^註 石も、^註 石も、^註 石も、^註 石も

中、^註 鶴尾冠、^註 石も、^註 石も、^註 石も、^註 石も

^註 此冠、^註 別行、^註 下、^註 後漢書、^註 輿服志、^註 長冠、^註 百音冠、^註 高七寸、^註 廣一寸

促添、^註 繻、^註 為之、^註 制、^註 如、^註 及、^註 以、^註 竹、^註 為、^註 裏、^註 初、^註 高、^註 祖、^註 微、^註 時、^註 以、^註 竹、^註 史、^註 為、^註 之、^註 謂、^註 劉、^註 氏、^註 冠、^註 建、^註 冠、^註 制、^註 也、^註 氏、^註 謂、^註 之、^註 鶴、^註 尾、^註 冠、^註 非、^註 也、^註 元、^註 冠、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也

り、^註 是、^註 一、^註 半、^註 明、^註 也、^註 鶴、^註 尾、^註 冠、^註 と、^註 名、^註 げ、^註 年、^註 古、^註 俗、^註 と、^註 劉、^註 氏、^註 冠、^註 と、^註 誤、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也

鳥、^註 帽、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也

冠、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也

石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也、^註 石、^註 也

位、^註 之、^註 号、^註 仍、^註 増、^註 加、^註 階、^註 叙、^註 明、^註 位、^註 二、^註 階、^註 淨、^註 位、^註 四、^註 階、^註 毎、^註 階、^註 有、^註 大

位次より高きより低きは、下浄廣肆已上、新令此に依り、

王位五位已上位次口より下浄廣肆已上、新令此に依り、

已上、大小の繁の位次より高きより、新令の正一位より

從三位より下浄廣肆已上、大錦の

位次より高きより、新令の正四位より、從四位下に依り、

從五位已上、廣肆已上、大錦の位次より、

新令の正五位より、疑五位より、下浄廣肆已上、
勤勅

大下、勅廣肆已上、大小の正の位次より、高きより、

新令の正位より、高きより、大下、勅廣肆已上、

大小の正の位次より、高きより、新令此に依り、下浄廣肆已上、
進

大正己下進廣肆己上大建の位式己奉をり、新令

乃八位下、御原、進己下進廣肆己上小建の

位を記奉をり、新令の初位己奉をり、初七月初

定明位己下進位己上之朝服色、淨位己上

並着朱草ニスヲ朱草ハ今ソ正位深紫、直位淺

紫、勒位深綠、勢位淺綠、進位深蒲萄、進位淺蒲

萄、又、朱鳥元年二月高市皇子

子、慕物慕の所衣三具錦の袴二具、伊勢、王子八下キミ皂の

所衣三具、紫の袴二具、湯下、朱鳥元年二月、武

天、皇、子、ハ、カ、ハ、ハ、の、コ、ヤ、志、所、有、奉、受、印、シ、テ、七、月

制、初更男天著、帷裳、婦女、齒髮、于背、猶如、故

と入る也
婦女、髪、如、齒、の、如、く、は、か、の、三、月、分、三、月、の、間、を、決、す、

持統天皇に年日月又版制、淨大壹已下、廣貳

上、黒紫、淨大壹已下、廣肆、已上、赤紫、正、八、級、赤

紫、深紫、深紫、赤紫、淺紫、直、八、級、緋、勤、八、級、深緑、務

級、淺緑、追、八、級、深、深、深、深、進、八、級、淺、深、別、淨、廣、貳

已上、一、富、一、部、之、綾、羅、等、撞、々、聽、用、淨、大、矣、已、下

直、廣、肆、已、上、一、富、二、部、之、綾、羅、等、撞、々、聽、用、綺、上、下

通、用、帶、一、白、袴、其、餘、者、如、常、と、入、り、

別、の、字、直、廣、肆、已、上、に、制、則、已、

老、少、子、明、位、ハ、ハ、ハ、朱、著、干

等、の、下、條、の、上、に、別、の、字、ハ、別、に、記、す、の、意、ハ、

と君^始かへべ〜^始綺ハ下^始言^始り^始用^始房^始も^始ハ^始不^始之

己下直^始廣^始肆^始己上^始分^始く^始衣^始形^始色^始衣^始袴^始又^始用^始之^始之^始條

とハ^始勤^始大^始之^始己下^始指^始統^始禪^始と^始志^始帷^始裳^始と^始け^始る^始條^始也

の^始下^始之^始と^始ふ^始形^始色^始也^七年^始正月^始詔^始令^始天下^始百姓^始服^始黄色^始

衣^始奴^始色^始衣^始と^始ん^始を^始け^始り

文^始武^始天^始皇^始の^始御^始宇^始詔^始令^始と^始お^始こ^始す^始む^始條^始ハ^始也^始科^始二^始

之^始も^始く^始服^始製^始衣^始色^始親^始王^始四^始品^始以上^始諸^始王^始諸^始長^始一^始位

者^始皆^始黑^始紫^始諸^始王^始二^始位^始以下^始諸^始臣^始三^始位^始以上^始者^始赤^始紫^始

是^始も^始く^始親^始王^始ハ^始諸^始臣^始の^始極^始位^始の^始上^始に^始け^始り^始諸^始長^始の^始極^始位^始の^始上^始に^始け^始り^始詔^始令^始

直^始冠^始上^始四^始階^始深^始緋^始下^始四^始階^始淺^始緋^始勤^始冠^始

服飾管見別錄卷第三目錄

今已前服說辨

禪袴松犢鼻

上古男女髻

津間櫛

頭珠手玉足玉佩

佐久夫斯侶夫自矩矢盧

手結

上古釵



紐小刀

十餘

如人、檢計夫日

經社卡王五正刷

彩間赫

土古民之善

職新外對也

合了隨那周舞

那特當其保難合其三日

服飾管見別錄卷第三

權中納言從

今已前服翫辨

禪袴松犢鼻乃

這高、許、少、法、如、不、よ、く、を

へ、ふ、ゆ、糸

禪ハ方言注リ、袴而無跨謂之

也。其_二兩脚_一上_レ擊_レ腰中也。又袴_二跨_一而股_二各跨_一別也。

玉篇_一禪_二小禪也。史記_一司馬相如_二着_一犢鼻

禪_一韋昭曰_二今三尺布作_レ之形如_一牛鼻者也。尺也。

合_一子_二前_一頭_二結_一

紀_一禪_二の字多_ク又_レ越_レ志_一して天武紀_一括緒禪

以_レ系_一是_レ冠_一之_レが_レ利_一禪_一なり。その制服_一股_一より左右

乃_レ足_一并_レお_レけ_レふ_一きぬ。お_レ後_一た_レる_一糸_一を_レ腰_一よ

括_一緒_二禪_一の_一字_一と_レり_一る_一所_一の_一れ

この_一の_一禪_一の_一緒_一那_一き_一の_一糸_一を_レ取_一て_一よ

袴_一跨_一る_一糸_一とい_レ心_一款_一名_一貫_一糸_一と_レ傳_一信_一保_一す

禪_一は_二倭_一名_一抄_一す_一禪_一の_一一_一糸_一を_レ取_一て_一よ_一也。唐書_一王_一顯_一與_一大_一宗_一有_一舊_一制_一禪_一為_一戲_一將_一帽_一為_一款_一と_レ又_一す

韓退之の詩に炎^信大^信屬朱冠禪とあり禪の袴の一種を犢鼻と呼ぶ
うゝふとらふれず其の^いの^いの^いとよきべし

^{和名} 柳禪の條に犢鼻禪ありて松小禪也といふはつぎきり是を
又^いは^いま^いその^いき^いの^いといふは松^いと^いは^いふ^い禪

乃^いは^いは^いを^い本^いの^い既^いに^い犢^い鼻^い
も^いた^いと^いも^いな^いを^いし^いし^い禪^いの^い物^い也^い

阿^い角^いの^い式^いに^いの^い表^い袴^いと^いは^いし^い左^い右^い

是^いは^いお^いは^いる^いを^いぬ^いを^い後^い各^い二^い寸^いと^いは^いし^い腰^いに^い

袴^い幅^い二^い尺^い一^い寸^いの^い束^いを^い帯^いに^い飾^いと^いは^いし^い透^いけ^い

お^いた^いふ^いと^いは^いし^い一^い寸^いの^い袋^いを^い帯^いに^い結^いと^いは^いし^い

方言に款右此意より一尺一寸に袴を一字に用い

長袴形事につきては、
^禪 禪の字をかきたるは天照

大神神と云ふは、
右の神足の間よりをきりて右の神腰にハシはりて

禪の字を用ひたる

但し禪袴の字を用ひたる

よかん糸

冠と頭巾の区別を以て製別なるといふはききもかむとていふなり此類

緋雖上下異用而無異名此三代之制也漢王莽之付逐三國也因伏元后親

以手巾拭之於是見手巾之目其率雖出於三代而制名當自漢世也

足もすてはしもの多のなるを言ひては心もくもあはれ

かありはこころのその用はしきなりし付はしきとていふなり

むしややにらきもかの中も締巾俗巾といふことなり

袴をいふときは禪をいふはなほなほなり

松は

既よ小禪れはちちのよと入れしなり

そのとつは右のうごなどのはなはちなり

なすなどいふはなはちなり禪をいふはなはちなり

又延喜式年中御服料のうちに小禪とりか

べきを禪の一字を用ひたるは是よりき禪の字を

松小禪を^た用^ひと^えて^え貞觀儀式に禪とあるべ

き^は延^の禱とあるをい^はる^はも^のか^の御服料の禪と

ば^はち^の心^をさ^きもの^とや^なて^字よ^かを^さる^は見

見^後の^世よ^い大口^とい^ふもの^也擗鼻、雄畧記に擗鼻

と^うき^てた^ある^事と^よる^事此^別に^古き^禮と^いふ^事

ま^にに^二天^をま^にぬ^る布^とい^ふ事^はて^はを^さる^事

て^腰よ^申ひ^きぬ^かの^昔昭^の説^{より}は^是此^の小^禪と

か^らる^事よ^十分^のね^を擗^鼻禪^とか^きる^事と^禪の

す^る事^はぬ^れり^とあ^る事^は擗^鼻と^いふ^事か^く也^りと

崇^天皇の^上古^男女^髻の^辨

崇峻天皇の紀、是時既戸皇子束髮於額と云

アトテ

以東髮於額の四字を云々むなりてと云々多きは童男の云々
いふさぶの花小似きふふ云々

額ハシ花形ハシの横ハシ注
河小古俗年少兒年十六間東髮

於額十七八間分チ角子ミヅラト今亦然也ニアケマキ

記、日本武尊乃童コマてマ務ムくク賦ヒるル所トす

御髮結額也トアトテ次ニ如童女之髮カミ梳シ重シ其結ムス淨

髮服ヲ其姨之御衣ヲ沛裳ヲ既成童女ト姿トと見ル

昔、角子トいハかのたの髪ハ右の髪ハ次ニべきハ小ト女ト

むクそレいハらトよハむク男ノ髪ハ是レ也ト後ノ世ト童ノの
髪ハ子トぶク

といふるは東、是、弘仁、末、後、も、唐、は、い、ま、か、の、國、の、こ、の、髪、
あ、ら、む、也、い、は、こ、の、童、子、髪、を、二、つ、子、に、結、て、男、に、な、さ、て、二、つ、

後也。延長春宮式元正朝賀の條、若未冠者雙壺髻（髻）と不量也。後には
又彼雙壺髻、耳のしたそむかぬ（耳）の（前）りよさきり、（耳）でつらふまを耳
の上近引上（前）管（耳）らういき、うちを（耳）也。は後授いまた守（耳）か、こい、
んんふもむか、く（耳）のう（耳）とふふ（耳）の（耳）と（耳）也。

允恭紀より、天皇自岐山疑至於總角（ミヅラ）とあり、ハ、か、さ、形

きより、男よなるを、か、さ、形、近、取、い、ん、を、志、の、さ、き、總、角

ハ、（別）角子とかたが、く、也、髪を保き、きの字、角、小、二、ウ

了、ま、い、あ、か、さ、き、し、ご、何、さ、き、き、とも、左、氏、家、その、形、角、子

似、き、也、ハ、角子とも、總角とも、書、た、然、字、も、也、
角子、總角とも、ハ、

とも、も、さ、く、一、ハ、さ、ま、ま、い、と、云、も、あ、ま、ま、と、を、さ、す、い、
と、い、う、と、い、ふ、り、は、ほ、し、い、か、あ、一、ハ、は、あ、一、
かの、音、方、の、髻、の、

背、ハ、さ、り、と、さ、る、ふ、し、き、壺、男、了、と、い、う、こ、は、ハ、背、へ、る、也、三、壺

男も髻の初（一）、こ、ろ、り、ゆ、さ、き、ふ、は、後、音、女、も、髻、の、背

坊に成るるとして故七日之後其御櫛依り海邊乃

取_ニ其櫛_ヲ作_レ御陵_ヲ而治置也といふも御髪をよみ

除_ハす或ハ御髪成_レきて宵よよもせりふぼくは

御櫛をささり_テ是成_レりて足_ト進_マ女も_ハ事_ヲ

さすもい_ハ事_ヲさすも_ハ古事_ノ記_ニ天照

太御神の男の姿をみせつゝ即解_ニ御髪_ヲ

纏_メ御美豆羅_ニ而乃_ハ於_ニ左右_ノ御美豆羅_ニ亦_ハ於_ニ御髪_ニ亦_ハ

於_ニ左右_ノ御手_ヲ各纏_メ持_テ八尺_ノ勾_ノ惣_ノ之_ヲ五百_ノ津_ノ之_ヲ美_ノ澳_ニ

麻流_リ之_ヲ珠_ノと_テり_テて_テ

此御美豆羅と御髪とい纏む
八尺勾玉といはれり

此等も世々人の形を...
よりの御玉釧をいふ...もたなまき...玉もくかつて...
御

左衣小角子以形の形心こころの御おん髪かみははままの御おん冠かむり

ふ玉たまの御おん髪かみははままの御おん冠かむり

よりなる御おん髪かみははままの御おん冠かむり

も御おん袴はかまも常とこにに形かたちもも御おん冠かむり

かしらかしらの御おん冠かむりもも御おん髪かみもも御おん冠かむり

一ひと髪かみははままの御おん冠かむり

うふろうふろの御おん冠かむりもも御おん髪かみもも御おん冠かむり

飾かざりははままの御おん冠かむり

あぞあぞの御おん冠かむりもも御おん髪かみもも御おん冠かむり

髪かみははままの御おん冠かむり

御おん髪かみははままの御おん冠かむり

日本は天照大神の御髪

結髪は髪を束ねて

御髪は髪を束ねて

髪を束ねて髪を束ねて

の形

髪

の形

髪

髪

髪

神后皇后使徒を髪而為

髪

髪

た

山

髪

髪

かつらねのこゝろのこゝろ角子よ何
ふとこゝろのこゝろ角子也

伊邪那

伊邪那は大神より人をたもたむをうけむきりし

如よ、星きみくろくは投捨ぬる^給くろくは、津間櫛

のかゝらの玉鬘の事也くろくは津間櫛の

辨よ心むきき

景行

天皇の紀の中、武内宿禰が^東表の姿を

奏勢一處子、男女並推^{カミコウノネ}後文身為人骨^{ミヤモトロテ}輝

とらるるよわおまは後人^{ミヤモト}の上吉の女鬘をゆき

とつゆふあまふととて、男女並推^サ後^ス院^ニ

男女のそのまはく、且推^サ後^スと、^ハ折^レ曲^テま^キ

そのころんえきしを、是等此朝の風^風れり、^推ハ必

とむり、こをあじ、女り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

漢書、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

士、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

撮之、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

み、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

天、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

男女、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

髮、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

丁卯、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

6
髪
髪、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、^推ハ必り、

三月位冠等をやつた

男女髪をえきうてりまは

漆沙冠をうへり

髪髪用を男のこ

まの十三年の詔詔女年四十以上髪髪之緒

髪

不不法法及及乘乘馬馬縦横並並任任意意也也別別巫祝之類不

在在儀儀之例之例もも巫祝の類の類神代の神代の儀の儀

髪髪ををかかししるる髪髪ををかかししるる

の是の是ハハ必必ずず髪髪ををかかししるる

髪髪ををかかししるる髪髪ををかかししるる

そのまゝに成るる巫祝よりいふまじりぬべき

吉田の巫女もど火とふと火成とを熱湯と云ふ

ふれりかゝる遺風なりや万葉集巻の二挽

歌の中よ燃火物取而裹而福踏庭入燈不言

ハ面知曰男雲と云れりもかの巫祝者ガ

いかに事ふふよれりて
けりし
王三
出く
ま
い
存
れ

作

うくちやーきーなりー大御命をこむ

とむふ事成るるふとて皆そのる所

也そのら朱鳥元年七月朔の朝に婦女出

髪伊背猶如故と云い此ときまじり白風

十一年三月と云ふ月近り向のくく小孔

さしきり也カシキリ吾朝神代乃髪の向字

横ハ天武天皇の御代ニ動カりて版絶文武天皇の

御代新令改制カらじりしと云ふ事カも亦カふ事カた

えさきり也カ字カ祭カ

津間櫛の辨

古事記及日本紀取カる所カり神代カをばカすカのカ名

あり但カ一櫛の字改カ用カる考カる所カこの櫛字ハ借カ字カ

さしきりといふ所ハ串乃意カとヤリカて竿カの字カ也カ

古事記カニ故刺カ左御カ美豆良湯津カ々間櫛カ之男カ柱カ

一箇カ雨カ而カ燭カ一火カとカ何カもカあカつカよカ亦カ刺カ其カ右カ御カ美カ

豆ツラ良ユ之湯ツル津ツル之間ツル櫛ツル刊ツル而ツル投ツル棄ツル乃ツル生ツル笋ツル之ツル也ツル

次ツル之ツル襖ツル按ツル之ツル所ツル下ツル投ツル棄ツル御ツル冠ツル之ツル也ツル

志ツル子ツル及ツル之ツル琅ツル琊ツル代ツル醉ツル編ツル之ツル古ツル冠ツル有ツル筭ツル不ツル謂ツル之ツル簪ツル

簪ツル後ツル人ツル所ツル名ツル偶ツル讀ツル古ツル今ツル事ツル始ツル之ツル女ツル媧ツル之ツル女ツル以ツル荆ツル

及ツル竹ツル為ツル簪ツル不ツル知ツル何ツル拋ツル之ツル親ツル名ツル之ツル也ツル說ツル文ツル

釧ツル之ツル字ツル以ツル本ツル只ツル作ツル母ツル之ツル也ツル崔ツル豹ツル之ツル也ツル

註ツル之ツル釧ツル子ツル蓋ツル古ツル筭ツル之ツル遺ツル象ツル也ツル是ツル筭ツル也ツル

今ツル勢ツル又ツル是ツル也ツル筭ツル筭ツル釧ツル本ツル同ツル一ツル物ツル也ツル凡ツル此ツル也ツル

而ツル也ツル儀ツル禮ツル疏ツル之ツル凡ツル此ツル也ツル有ツル二ツル種ツル一ツル是ツル安ツル髮ツル之ツル筭ツル

男子ツル婦ツル人ツル俱ツル有ツル一ツル是ツル為ツル冠ツル筭ツル之ツル也ツル又ツル是ツル也ツル我

朝乃いへばまぐりといふも枝有るを考ふ

可乃枝はちぐりて^{きと}根^ねを^つ枝^えを^ちうくす

字川^あは^はて^をた^らく^し枝^え右^{みぎ}の

く^しは^はの^中ま^はる^のく^しの^長き^枝右

のく^しの^らは^のら^らふ^のま^はる^のま^はる^の枝^えを^男

櫃といふ今の木上の男櫃と仰ふ所はともなひをまてこの櫛の字はなり親黨のくくかきて訓へるなり櫛は雨にふりあや

齒の^うれ^は男^の櫃^の二^字を^用ひ^てみ^らは^る女^の櫃^{とい}ふ

女^の櫃^{とい}ふ^を女^の事^と男^の櫃^{とい}ふ^を男^の事^と考^へる^はか^らう^の左^の男^の櫃^{とい}ふ

關の^おは^らは^る女^の櫃^{とい}ふ

ハ女^の櫃^{とい}ふ^を女^の事^と考^へる^はか^らう^の左^の男^の櫃

の姫^{孫り}を^りつと^りよ^りと^り東^東御^御冠^冠を^をる^る也^也湯^湯津^津の^の簪^簪の^のり^り

の^のら^らり^りに^に玉^玉履^履多^多く^くを^をて^てを^をて^てに^にふ^ふり^り多^多く^く古^古事^事記^記
す^す火^火遠^遠

理^理命^命の^の綿^綿津^津見^見神^神の^の宮^宮に^にす^すま^まり^りに^に成^成る^る所^所に^に中^中の^の到^到其^其神^神御^御門^門者^者
傍^傍之^之井^井上^上有^有湯^湯津^津香^香木^木故^故坐^坐其^其木^木上^上者^者其^其海^海神^神之^之女^女見^見相^相議^議者^者也^也
訓香木云加都良木

と^と何^何架^架湯^湯津^津と^とい^いふ^ふの^の多^多く^くは^は以^以て^て成^成る^るに^に柱^柱と^と湯^湯津^津と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^も
と^と形^形も^もに^に板^板の^の老^老年^年を^をい^いふ^ふを^をい^いふ^ふに^に或^或は^は此^此は^は同^同楯^楯玉^玉履^履

多く^{多く}は^は是^是も^もは^は簪^簪た^たま^まの^の由^由の^のつ^つま^まぐ^ぐと^とい^いふ^ふも^もと^とい^いふ^ふに^に一^一なる^{なる}に^にも^も
溝^溝楸^楸姫^姫の^の又^又の^の名^名を^を玉^玉櫛^櫛姫^姫と^とい^いふ^ふは^は櫛^櫛の^の字^字も^もか^かま^まま^まえ^えか^かの^の串^串の^の名^名や^やと^と

玉^玉簪^簪姫^姫也^也此^此は^は簪^簪字^字の^の義^義を^をき^きら^らる^るを^をい^いふ^ふに^に玉^玉巾^巾と^とか^かく^くへ^へる^る

き^きど^ど玉^玉の^のく^くふ^ふね^ねり^りま^まが^がい^いは^はと^とい^いふ^ふの^の飾^飾と^とい^いふ^ふは^は櫛^櫛の^の飾^飾と^とい^いふ^ふは^は櫛^櫛の^の

字^字と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^もと^とい^いふ^ふに^にも^も
す^すは^は右^右の^の神^神美^美豆^豆良^良の^の湯^湯津^津津^津同^同楯^楯と^とい^いふ^ふ

き^きら^らる^るの^の投^投棄^棄の^の事^事と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^もと^とい^いふ^ふに^にも^も
取^取是^是御^御簪^簪と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^もと^とい^いふ^ふに^にも^も
投^投棄^棄の^の事^事と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^も

生^生蒲^蒲子^子と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^もと^とい^いふ^ふに^にも^も
津^津同^同楯^楯の^の名^名と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^もと^とい^いふ^ふに^にも^も
玉^玉履^履の^の名^名と^とい^いふ^ふは^は一^一なる^{なる}に^にも^もと^とい^いふ^ふに^にも^も

す^すて^て此^此の^の玉^玉履^履の^の中^中の^の一^一也^也
延^延神^神祇^祇式^式造^造遣^遣唐^唐使^使船^船木^木靈^靈座^座
山^山神^神祭^祭の^の一^一也^也
す^すて^て此^此の^の玉^玉履^履の^の中^中の^の一^一也^也
山^山神^神祭^祭の^の一^一也^也

頸珠唯かの嶋鳥皇女給うし給たも給進給ふ給ほ給る給姫給心給元給祿給ハ

はそ給く給や給く給より給き給る給き給る給所給知給べ給し給家給母給女給聞給天給皇の紀

廬城郡イホキバノ連シラジ和キ呂ロ喻ユガ女ハメヒメ幡ハタ媛ヒメ偷ヒステ取物部大連尾輿ヲコシガタマカウラ璿ル瑠ル

獻タテマシ春日皇カスガノ后キサキとノ何カ物モノ也也璿ル瑠ルの二字にルをルきル給ルとル

於レ所ニ存シ心ヲ何レ也也此レハハ心ヲもル所ニハハ何レ也也

もル方ヲきル也也尾輿ノ大連トをルきル所ニハハ何レ也也

冕ヲもルかクむル所ニハハ何レ也也

根使ノ子ヲ大草香ヲ皇ミ子コ乃ハ大泊瀬ヲ皇ミ子コ奉ル也也

しハかクきル所ニハハ何レ也也

所ニ著ル玉璿ト何レ也也

きもまねけり糸いおいののるるぶぶ成成おおるるのの

坊坊也也よよふふ所所着着玉玉璽璽とといいかかききききててははいいくくてて成成

璽璽のの二二字字ハハくくのの書書ききゆゆててふふままふふくくととよよ

ままねねけけりり今今のの手手佩佩也也

事物紀原の璽の注、董世、輿服志
曰、古者君臣皆佩玉、代同之、蓋礼

於夏后氏至周始制、其等、と見えき、此初、くもい、く、臣等、及て玉佩を用
以、て、武天皇の十一年、礼容の服、既、と、く、免、死、き、く、より、用、を、ぬ、事

手、好、ま、し、と、や、の、う、文、武、天、皇、の、御、宇、朝、令、以、制、ら、せ、し、と、い、き、
和、修、ぬ、り、御、向、を、三、位、に、よ、ま、し、り、ち、る、を、免、死、給、ふ、事

此、朝

の玉佩玉佩は、手佩手佩ふ、御御祭祭、何何を、ま、さ、し、く、古事記古事記出出仁仁天皇

の條條、問問、其其后后曰曰汝汝所所堅堅之之美美豆豆祓祓小佩小佩者者誰誰解解

と、い、は、是、此、後、維誰を、り、后、小、踏、せ、と、同、也、ふ、ね、成、

え、ん、の、小、佩、ま、さ、し、く、て、の、い、向、修、も、也、ま、り、い、う、

くしむくしむ小佩の佩ミハカセカマむふるくぞ別玉佩左

了事了行きくらき了かの神代紀の一書オホナミ大己貴神神

原の中つ國を天神の奉迎の如く神身持將自祀避テ

去即躬披瑞之ミニオヒテミツノ八坂瓊ヤサカニツ而長德ツカレヌ者矣隠つる躬披の

二字をみよおめてたらしき来りぬ道ハ是も玉佩たる

是天アミ風俗フウゾクなるは此とき天子ミコさるくまはるよ祭ヒナ部ベ風

俗フク或アル捨スレりむくびらうウ路チ一ヒト文フミ也ナリ玉タマをシ飾カズる事コトハシ

ぶ祭マツル好ヨクすコトハ下シモ照テル形カタの奇オモシロ小コ何ナニもモならずヤももともれ

そこのうねくをふる玉の足タマノタラシりシふとシつツくクえエぬ

佐久夫斯侶夫自矩矢盧の辨サククシロシバクシロ

...也^折...
...^た...
...^{つら}...
...^た...

...^た...
...^た...

...^た...
...^た...

...^た...
...^た...

...^た...
...^た...

集^{アスミシ}、^{ワカ}、^{オホキミ}、^{アミタニ}、^{ハトリ}、^{ナデタニ}、^{ユラベ}、^{ニハ}、^イ、^{ヨセ}、^{タタシ}、
集^{アスミシ}、^{ワカ}、^{オホキミ}、^{アミタニ}、^{ハトリ}、^{ナデタニ}、^{ユラベ}、^{ニハ}、^イ、^{ヨセ}、^{タタシ}、
集^{アスミシ}、^{ワカ}、^{オホキミ}、^{アミタニ}、^{ハトリ}、^{ナデタニ}、^{ユラベ}、^{ニハ}、^イ、^{ヨセ}、^{タタシ}、

御^ミ、^{トラン}、^{アツ}、^ナ、^ユ、^ミ、
御^ミ、^{トラン}、^{アツ}、^ナ、^ユ、^ミ、

...^た...
...^た...

...^た...
...^た...

...^た...
...^た...

何れも是れも通はるゆゑに成る事なりと云ふ事あり

ついでに皇太子を奉りて

りて是れも通はる事なりと云ふ事あり

と云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

何れも是れも通はるゆゑに成る事なりと云ふ事あり

ついでに皇太子を奉りて

りて是れも通はる事なりと云ふ事あり

と云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

此れも通はる事なりと云ふ事あり

條ク久ブまツ都ツ 伊イ伊イ斯シ都ツ 伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

良ラ斯シ如ニ此ミ歌ミ而シ拔ヒ刀フ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

我ワのノ句ク多ク余ヨのノ河カ水ミはハ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

かカのノくクぬヌ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨのノ事コトはハ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

よヨのノ河カ水ミはハ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

もモのノ東トつツまマのノ意イ也ヤ此コ外ヘのノ事コトはハ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

よヨのノ河カ水ミはハ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

伊イ頭ツモモ多タ鷄ケ流ル鐵カ波ハ鷄ケ流ル多タ知チ菟ツ頭ツ邏ラ佐サ波ハ磨マ根キ

佐サ微ミ那ニ辞シ阿アのノ歌カのノ東ト菟ツ頭ツ邏ラ葛カのノ佐サ

波ハのノ多タ我ワのノ句ク多ク余ヨのノ河カ水ミはハ一ニ時ニ所ニ殺ス也シとシ伊イ母モ知チ伊イ麻マ宇ウ多タ婆バ余ヨ

諸小高乃形きて下車歌の意、葛多く巻て

よき、劔と見せてまゝ、鞘のこけてゝゝゝゝ乃

形、成言也、かき、その、以、今、の、乃、乃、重藤好、の、と

く柄、鞆、我、葛、よく、纏、き、心、も、ち、り、也、又、古、事、紀、よ、り

小雄雄、余、乃、出、雲、連、と、ら、れ、を、し、り、か、け、て、い、ま、り、て

い、ま、か、き、と、の、か、き、を、り、り、赤、檮、成、り、の、偽

ま、の、あ、ち、を、ほ、く、その、ふ、と、い、ふ、事、ら、り、て、次、に、出、雲、建

を、り、い、む、き、殺殺、の、い、て、御、歌、よ、み、り、の、り、御、歌、小

夜、都、米、佐、須、伊、豆、毛、多、祁、流、賀、波、祁、流、多、知

都、豆、良、佐、波、麻、政、佐、味、那、志、尔、阿、波、禮、と、り、尔、此、説、尔

たかき^も小碓^碓命出^出多^多祁流^流と^とや^やも^もう^うき^きり^り形^形ふ

邦^邦に^にお^おし^し其^其國^國一^一人^人の^のま^また^たこ^こを^をお^おも^もせ^せり^りを^をつ^つ

め^めい^いか^かの^の赤^赤檣^檣と^とく^くは^はく^く葛^葛ま^まき^きき^きは^は流^流の^の劔^劔

その^{その}國^國凡^凡形^形を^を行^行よ^よと^とい^いは^はし^しむ^むは^はり^りに^に伊^伊

う^うら^らむ^む日^日彗^彗夷^夷の^の國^國少^少奈^奈動^動ま^まこ^この^の昔^昔羽^羽の^の劔^劔の^の例^例

と^とい^いは^はし^しむ^む古^古事^事紀^紀の^の應^應神^神天^天皇^皇の^の條^條小^小吉^吉野^野之^之國^國

主^主等^等瞻^瞻大^大雀^雀命^命之^之所^所佩^佩神^神刀^刀歌^歌曰^曰本^本年^年多^多能^能比^比

能^能美^美古^古意^意富^富佐^佐邪^邪岐^岐意^意係^係佐^佐邪^邪岐^岐波^波加^加勢^勢流^流

多^多知^知母^母登^登都^都流^流藝^藝須^須惠^惠布^布由^由布^布由^由紀^紀能^能須^須加^加良^良

賀^賀志^志多^多能^能佐^佐夜^夜と^と伊^伊都^都母^母流^流乃^乃流^流乃^乃流^流乃^乃流^流乃^乃流^流

古劍形を復ち布中に未振了トてて居り

ふりやいませトいほきのうきうけりや

布中紀勢湊加良が志多紀勢は本末枝の

下枝の事也トい音の佐夜佐夜ト吹ヒくヒくヒく

よそこのいほきのうきうけりやトいほきのうきうけりやト

下劍後玉纏田井トいほきのうきうけりやト

き被るもを珍へる也トいほきのうきうけりやト

富祁袁祁命の掃磨其のゆりトいほきのうきうけりやト

我天子之取佩於太刀之手ト上丹書ト著其緒裁ト

赤幡立赤幡トいほきのうきうけりやト

神代天皇の條より
御握横刀之手

上カミラよりカミラもカミラ手テ上カミラ
柄カミラたカミラ事カミラ物カミラ也
丹ニ畫ツカミハ 綵ニ色ツカミ飾ツカミ也 所ツカミくツカミ所ツカミ也 著ツカミ其ツカミ緒ツカミ

と 目ニ貫ツカミ緒ツカミ也 貳ニ赤ツカミ幡ツカミと 赤ツカミ草ツカミ也 裁ツカミくツカミ彼ツカミ緒ツカミ也

所ツカミくツカミ事ツカミ也 立ツカミ赤ツカミ幡ツカミと 八ツカミめツカミぬツカミきツカミ緒ツカミ高ツカミふツカミ物ツカミ也

も 所ツカミくツカミ下ツカミ立ツカミるツカミ所ツカミ物ツカミ也 此ツカミ二ツカミ赤ツカミ子ツカミ也 所ツカミくツカミ事ツカミ也

へ 所ツカミくツカミ事ツカミ也 劍ツカミのツカミ制ツカミのツカミ又ツカミ一ツカミ也 事ツカミ祭ツカミ

紐ニ小ツカミ刀ツカミのツカミ辨ツカミ

古ツカミ事ツカミ紀ツカミ小ツカミ天ツカミ宇ツカミ受ツカミ愛ツカミ命ツカミ謂ツカミ海ツカミ嵐ツカミ云ツカミ此ツカミ口ツカミ辛ツカミ不ツカミ答ツカミ

之ツカミ口ツカミ以ツカミ紐ツカミ小ツカミ刀ツカミ折ツカミ其ツカミ口ツカミと 又ツカミ海ツカミ神ツカミ宮ツカミのツカミ際ツカミ子ツカミ其ツカミ

和ツカミ迹ツカミ將ツカミ返ツカミ之ツカミ時ツカミ解ツカミ所ツカミ佩ツカミ之ツカミ經ツカミ小ツカミ刀ツカミ著ツカミ其ツカミ頭ツカミ而ツカミ返ツカミ故ツカミ

其ツカミ一ツカミ尋ツカミ和ツカミ迹ツカミ於ツカミ今ツカミ謂ツカミ佐ツカミ比ツカミ持ツカミ神ツカミ也 又ツカミ一ツカミ尋ツカミ仁ツカミ

天皇の條上テ作ア八塩折リ之紐ミ小刀カ授テ其妹ヲとのセ

八塩折とは丹色してなほ深きを言也既小天皇の御へ是錦
色の小地御願とまてみそ糸いし言ふもかの少刀小刀

紐キのセ紀小の足取上首ミは衣刀形とか言ひ弘仁六

年の紀小五位以上恒恒ニ眼飾カ六位以下不得下以全

銀ニ為ル飾ト裁原也恒恒ニのカ靴モ形ク紐ト邪ト也延延在
此靴モ形クをカに飾刀ト也

浮上或レ凡ル刀子又長サ五寸以上不得レ靴ト但レ衛府

者聽之ト裁ラ也裁みレ紐小刀の事也唯レ紐小

刀の名のかク免レふ故かク免レふカ也

のニおキまシ今の小刀乃中小靴トして其靴トも

柄も今もも多飾ト也其の形めの物ト輪ト

して紐はきりてや見よぬきり料小柄纏ひて懐懐

ういもつるは是なりし一あつたは其紐はきり

真袋形ど横し腰小柄きり也舞舞の仕立の中小

採桑先新靺鞨形のたる靴と之等の別是也但し

後の世はつらなりしと云ふ也靴のこゝろかふん也との

ぞ下靴はよふ形し此紐小柄細形と裁木

形也彫彫割り料も其長きハ今もまだ有り候小

後の世ハハハの長さ一寸已上形ハキキハハハハ

きりしめらり也

Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in vertical columns.

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in vertical columns.

服飾管見別錄卷第四目錄

今已前服翫辨四代三位源朝

冕

于疇

鞞

於須此

異國通商始于神代



異國風俗の千載
卷四
目録



服飾管見別録卷第四

權中納言從三位源朝臣宗武撰

令己前服既辨

冕乃辨

日本紀安康天皇の卷、天皇大治瀬皇子

大草香皇子の妹幡^按皇女^按河を^按留^按ま^按す^按く^按お^按ぼ^按す

て根使ネノミ生ナマ成遣ナリニし、其大オホ河カハにニれ、成ナリはハきくクるル也ヤ

こしよ、大オホ草クサ香カウ、皇子ミコ快ハレひヒかカしシ、清スミ香カウのノ末マタ、故コト欲ホシ下シ

呈丹テイタン心シン捧ポン中チュウ私シ寶ホウ上ジョウ名ナ押木オシキ珠ジュ綵サイ附ツケ所ショ使シ臣チン

根使ネノミ主ヌ而ニ奉ホウ獻ケン、其事記此中、玉綵書也、

神木カムキと、冕ミの武ム、優ウつツはハ板イタ珠ジュ纒マキはハ冕ミ流ル

也、後世ゴセのノ衣イ飾シヨクのノ冕ミのノ上ノ度タク、板イタ真マコトのノ板イタ、

こゝのノまマ、事コト、冕ミ服フク那ナ、板イタ、

地のチ板イタ、事コト、

押オシ、事コト、

直ナカ下カ

ことわざ礼のついでにるはる、ちま記清寧、天皇の御所、

まのちの月貫、諸珠タテ三赤チ情シのついでにるはる、

これに三傳ハ、押本に三傳のついでにるはる、

傳ハついでにるはる、三傳ハのついでにるはる、

是ハかの極此ハついでにるはる、

心ハついでにるはる、凡人ハのついでにるはる、

再ハついでにるはる、古のついでにるはる、

是等ハついでにるはる、談のついでにるはる、

大掌ハ會ハ之時、代々ハ令ハ若ハ給ハ玉冠ハ、應神天皇之

御冠也、相異御礼服、在内藏寮、後三條院御頭ハ、夕ハ、

も 神代 傳 神功皇后 三

韓 多 此 寶 物 奉 事 向

百 濟 珍 寶 物 奉 事 向

應 神 天 皇 冠 裳 冕 飾 事

飾 事

干 禱 此 辨

推 古 紀 十 一 年 十 二 月 戊 辰 朔 壬 申 始 行 冠

儀 大 德 小 德 大 仁 小 仁 大 礼 小 礼 大 信 小 信

大 義 小 義 大 智 小 智 並 十 二 階 並 以 當 色 絕

縫 之 項 撮 摠 如 囊 而 著 緣 焉 唯 元 日 著 髻 華

華

華 ^此
之 ^于 罍

群 ^卿 之 ^の 冠 ^ハ 既 ^ニ 御 ^ス

上 ^大 夫 ^{以下} の 冠 ^ハ 分 ^ル 有 ^ク 采 ^ト 也

此 ^ハ 寧 ^ノ 製 ^也 唐 ^ノ 客 ^ト 也

朝 ^庭 之 ^レ 儀 ^ハ 皇 ^子 諸 ^王 諸 ^臣 皆 ^レ 用 ^ス

此 ^ハ 華 ^ノ 儀 ^ニ 依 ^リ テ 行 ^フ 事 ^也

此 ^ハ 華 ^ノ 儀 ^ニ 依 ^リ テ 行 ^フ 事 ^也 群 ^卿 之 ^の 冠 ^ハ 于 ^レ 罍 ^ニ 有 ^リ

之 ^ハ 罍 ^ノ 儀 ^ニ 依 ^リ テ 行 ^フ 事 ^也 罍 ^ハ 儀 ^ノ 也

此 ^ハ 華 ^ノ 儀 ^ニ 依 ^リ テ 行 ^フ 事 ^也 罍 ^ハ 儀 ^ノ 也

罍 ^ハ 儀 ^ノ 也 罍 ^ハ 儀 ^ノ 也 罍 ^ハ 儀 ^ノ 也

罍 ^ハ 儀 ^ノ 也 罍 ^ハ 儀 ^ノ 也 罍 ^ハ 儀 ^ノ 也

髪を束ねて、^不髪髻にして、^華髪髻にして、^髪

髪髻の髪髻、^冠冠の頂、^髪髪髻の髪髻、^髪

の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

や、^髪髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

髪髻の髪髻、^猶髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪髪髻の髪髻、^髪

本、^木大御神、之命、以、詔、天、宇、受、賣、神、^一汝、者、^一雄、^一

此乃のりきり大御歌又常遇利能夜摩能志

邏加之餓延鳩千受珥九塔詩能固よのを海

此乃のりきり物名を給寄すははり

新嘗會肆宴應詔歌

萬葉集卷十九二十五日

此中右大臣系系八束朝臣の幼く島山系照攝皇受命之仕奉者
卿大夫等とて同巻の抄の長秋の中へも島山系可流攝皇受

此指しなり是等宴令の歌うれば礼冠のうたひはせしり也
心事の事なきはるしうへ今頃んく走んぬ
中はいなまきこはるる例の如くあまを
の千受珥左勢評能固了の御歌よりして其辭をといひ
也島山系朝臣の若のころ極まはるるを
氣の後の世も別見はるるを
山抄にも新嘗令の別見ありありはるるを
多政祚のるる総記主基の西にきり奉りて其の別嘗會の官

この香の如く 別行
のの 名と成はるゝの 花をさくして冠は具

う 白く かく 切存徳 記 古化十三年十三階の冠

油はく 産く 免給ひし 下る 鈕の字をうける

ふみせり 且字は受人の 邦のう 受賣 記 下

細女と かくる 古化の 制 鈕の字をうける

ふら ぬらば ぬとん せ牙 び 形し

製草の 二字 古漢字 形の 漢北 名

ゆき ぬいて 鈕 かく ぬく せ 名 形 ぬ

鈕 鈕 別花 鈕 して かく りて ぬと かく ぬ

や 且 庚 書 鈕 かく ぬ かく ぬ

のうけりてききしむ... 花

角色はかの御の字はうり... 推古の御

... 朝真 粟田 人の唐

はの御... 史... 徳冠をのりて頂

... 四方... 是 大

化の制の大錦冠... 川令... 是 大

... ね新令... 凡流のをめ頭

中のゆき... 花の枝... 中

... 日... 花

... 冠の... 花

新嘗 既方集卷十九 貳^二 十五日新嘗會 肆宴

應 歌六首の少 細言 大伴宿禰家^持 勅^上 是^上日本

之^上夜麻之^上多^上日影^上可^上良^上家流^上宇^上倍^上尔^上也^上左^上良^上

尔^上梅^上平^上之^上奴^上以^上年^上と^上ひ^上く^上 此^上奇^上人の^上神^上大^上細^上言^上巨^上勢^上 胡^上屋^上と^上ひ^上く^上ハ^上素^上互^上麻^上呂^上

卿也此卿天平九年四月朔日送二位大伴宿禰^上又位也^上天平勝
寶五年三月薨^上お^上る^上一^上奇^上人^上又^上初^上王^上守^上友^上系^上永^上年^上朝^上臣^上ハ^上天^上平

宝字四年二月の^上と^上り^上大^上和^上の^上國^上守^上と^上り^上は^上り^上是^上等^上り^上て^上これ^上也^上
天平勝宝^上四年^上二月^上比^上新^上嘗^上の^上肆^上宴^上邪^上邪^上を^上乞^上ふ^上

此^上奇^上人^上の^上神^上大^上細^上言^上巨^上勢^上の^上梅^上日^上落^上の^上侵^上と^上り^上

也^上淳^上和^上之^上皇^上也^上大^上他^上祀^上此^上奇^上人^上禮^上服^上を^上有^上り^上

此^上奇^上人^上の^上神^上大^上細^上言^上巨^上勢^上の^上梅^上日^上落^上の^上侵^上と^上り^上

此^上奇^上人^上の^上神^上大^上細^上言^上巨^上勢^上の^上梅^上日^上落^上の^上侵^上と^上り^上

祭場よりちの庭をくく^く後代の事^事の^儀大化の

大堂^堂の栢衣の文ハ梅柳^梅また^たハ栢或ハ菊^菊

さふく^くの^栢藤^藤の^栢藤^藤を^栢藤^藤を^栢藤^藤を^栢藤^藤を

の^栢藤^藤を^栢藤^藤を^栢藤^藤を^栢藤^藤を^栢藤^藤を

栢^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の

と必栢^栢く^くく^くの^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の

を^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の

く^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の

栢^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の

栢^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の^栢藤^藤の

たすくふばの儀式那ふえの日は綿糸

ふくふくふくふくふくふくふくふくふくふく

くわんハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

羽衣ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

くわんハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

初ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

いふくふくふくふくふくふくふくふくふくふく

儀式法科ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

御膳机ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

しんたふくふくふくふくふくふくふくふくふくふく

輯ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中ハ部中

天武天皇十二年三月の詔、親王以下百寮、

諸人、自今已後、冠及禪、褶、帷裳、莫著亦

膳、夫采女等之手、綴、肩中、並、貝服、と、又、た

も、不、是、く、ま、く、の、前、の、ゆ、く、事、は、な、し、ぬ、也、

禪、此、字、と、あ、く、く、は、く、て、や、ま、る、に、せ、樂、ま、る、は、

禪、禪、の、字、は、禪、の、字、に、似、て、禪、の、字、は、

禪、の、字、を、さ、く、く、禪、禪、の、字、に、似、て、禪、の、字、は、

禪、の、字、を、さ、く、く、禪、禪、の、字、に、似、て、禪、の、字、は、

禪、の、字、を、さ、く、く、禪、禪、の、字、に、似、て、禪、の、字、は、

禪、の、字、を、さ、く、く、禪、禪、の、字、に、似、て、禪、の、字、は、

天武

十二年

三月

親王

以下

諸人

自今

已後

冠及

禪、褶

膳、夫

采女

等之

手、綴

、肩中

も、不

、是、く

、ま、く

、の、前

、の、ゆ

禪、此

、字、と

、あ、く

、く、は

、く、て

禪、禪

、の、字

、は、禪

、の、字

、に、似

禪、の

、字、を

、さ、く

、く、禪

、禪

禪、の

、字、を

、さ、く

、く、禪

、禪

禪、の

、字、を

、さ、く

、く、禪

、禪

禪、の

、字、を

、さ、く

、く、禪

、禪

一尺九寸、小堅、貫布、廣サ二尺、薄貫布、廣サ一尺九

寸、望、艶布、廣サ二尺二寸、廣布、細布、倭文、調布、廣サ

二尺二寸、狹布、廣サ一尺二寸と、ゆう、けうち、く

く、く、く、く、一尺二寸也、く、く、く、く、尺九

名の、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、尺九

ハ小尺といひ、和銅六サ、延布五、尺九

大尺といひ、後の世、く、く、く、尺九

いんぎす、田舎の、く、く、く、尺九

六サ、く、く、く、尺九

く、く、く、く、尺九

とびしん廣^サ人^サ寸長^サ三人^サあし、五人^サあし

廣^上二人^上廣^上一人^上者^上三人^上の敵^翻部^勝の^サを^サ取^ラら^ラ裁

絶^上の^サ料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上廣^上一人^上寸^上取^上る^上

頸^上肩^上の^サ料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上竹^上を^上取^上る^上の^上御^上倉^上

巾^上の^サ料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上讀^上師^上此^上料^上も^上取^上ら^上

讀^上師^上の^サ料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上讀^上師^上格^上也^上等^上が

乃^上ハ^上裁^上ら^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上上^上は^上取^上ら^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上

似^上し^上ら^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上領^上紙^上紙^上形^上を^上取^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上

乃^上ハ^上裁^上ら^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上領^上紙^上紙^上形^上を^上取^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上

中^上衣^上取^上ら^上る^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上次^上朝^上の^上料^上も^上六^上人^上を^上長^上く^上取^上る^上

しるしありて天皇皇后に事代御侍服を

ゆきしり用ありてしるしありて御侍服の

講師讀御新堂の儀女等とのそうのそ

しるしありてしるしありてしるしありて

祀の大掌と事代御侍服を

しるしありて朝服のしるしありて

しるしありてしるしありてしるしありて

しるしありてしるしありてしるしありて

しるしありてしるしありてしるしありて

大膳式年中雜書別六のしるしありて禪五十八條尺大炊式

禪一條六尺典藥式之禪二條別五尺内服式之

服丈禪二條各長五尺強使禪各長五尺官人禪

各長六尺、仕女禪各長五尺強元

長短き河邊におもてはるもあがさう

料のふ禪少しゆほきて他はふもあらぬの

ぬも七給うそ上はふくも七長七便七の

まふくおふらるべしあ式う同七のふらる

ふかくくとおほふふは七禪としか七きぬとと

いふしきののふ七禪はふを用ひるふ七かのみ天武

此御代と七め七給ふ七礼容七ふ七衣七

一、伊勢ニ多ク知ル事ヲ多ク知ル事ヲ母ニ伊ノ麻ノ院ニ登リ加シ受ル氏ノ遊ル須ス

比ニ遠ニ母ニ伊ノ麻ノ院ニ登リ加シ受ル氏ノ遊ル須ス

大ノ御ノ酒ノ造ニ蓋スとシ伊ノ勢ノ儀ノ建立命ノ奉ル事ヲ而シ美ノ夜ト

受ル氏ノ實ヲ其ノ於ニ意ヲ須ス比ニ之ノ禰ニ意ヲ須ス比ニ之ノ禰ニ著ル日ノ徑ノ一ト河ノ

延ル事ヲ伊ノ勢ノ太ノ神ノ官ノ式ノ太ノ神ノ官ノ装ノ束ノ一ト河ノ中ニ

小ノ帛ノ意ヲ須ス比ニ八ノ條ノ長ニ三ノ丈ノ五ノ尺ノ廣ニ二ノ幅ノ度ノ會ノ宮ノ装ノ束ノ一ト河ノ中ニ

小ノ帛ノ縮ル忍ビ比ニ之ノ條ノ各ノ長ニ三ノ丈ノ五ノ尺ノ廣ニ二ノ幅ノ一ト河ノ中ニ

官ノ儀ノ式ノ帳ノ小ノ帛ノ絶ル忍ビ比ニ之ノ條ノ祝ノ詞ノめニし木ノ綿ノ

次ノ前ノ尔ノ無ク懸ル天ノ押ス比ニ蒙ル利ヲ考ル事ヲ

おの太ノ沙ノ高ノ度ノ會ノ子ノ孝ノのノ装ノ束ノ衣ノハノ一ト領ノとシ事ヲ

裳のく腹し書履襪たいく西し書帳帷帷幌被帷

禮意須帷巾帷帯帷袴帷皆帷いく條帷と帷加帷糸帷所帷す帷も帷ば

おほ帷い帷衣裳帷おほ帷て帷衣裳の具形帷事帷あ帷ふ帷

此所帷礼帷者帷五尺二幅と帷おほ帷を帷て帷え帷ん帷ば帷お帷は帷ひ帷と

おほ帷の帷と帷え帷唯帷いと帷長帷き帷もの帷也帷あ帷き帷繪帷お帷巫帷女帷

かゝ帷女房帷ぬ帷る帷の帷と帷れ帷ま帷う帷ぐ帷す帷か帷に帷う帷ろ帷書帷の帷う帷屋帷

了帷帯帷の帷袖帷孫帷る帷と帷也帷物帷の帷も帷前帷も帷と帷て帷う帷ろ帷書帷

後帷の帷ぬ帷る帷よ帷い帷ま帷る帷ら帷う帷ら帷う帷後帷の帷世帷の帷あ帷い帷と

い帷ま帷や帷ら帷い帷ま帷あ帷ら帷う帷お帷ほ帷い帷の帷う帷ろ帷書帷の帷あ帷い帷

おほ帷の帷あ帷い帷ま帷あ帷ら帷う帷お帷ほ帷い帷の帷う帷ろ帷書帷の帷あ帷い帷

風吹^吹候とあるは^由候^由とありし^由候^由、^專候^專の^後飾^を候^に

五折^の初^に幅^を候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

紗^を、^末糸^をの^音各^を夫^を符^を候^にを^候て、^一丈^を候^に候^に、^三

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

候^に、^ま候^にの^後飾^を候^に

く、^{庭つ}神代、^世常世の長啼鳥とついでに

くふより来し多れき^也、^{常世}常世の^夜夜の^詞詞の^河河の^詞詞の^河河の^詞詞の

まは、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

子の宮と^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

もろと^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

今も^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

あら^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

い^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

是等と^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

あ^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

いし^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

ま^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

六十九年^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

天日^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

天日^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

既^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、^{常世}常世の^夜夜の^暗暗き^也、

元
子
也

